

愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査 業務委託仕様書

本仕様書は、愛媛県（以下「甲」という。）が実施する愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査業務（以下「本件業務」という。）について適用する。

（調査目的）

第1 本県の人口・経済等の基礎資料の収集や将来推計を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、本県が対応すべき課題を整理したうえで、課題の解消に向けた施策の方向性について検討及び提案を行い、次期愛媛県総合計画の策定検討に資することを目的とする。

（委託期間）

第2 本件業務の委託期間は、契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

第3 本件業務は、次の各項目について令和22年（西暦2040年）程度までの本県の現状分析と将来推計を行うものとする。なお、調査内容の詳細については、甲と本件業務の受託者（以下「乙」という。）が協議の上決定する。

（1）経済フレーム

ア 県内総生産（名目）及び産業別生産額（名目）、総就業者数及び産業別就業者数、1人当たり県民所得等の推移とその特性の分析、推計等を行う。

イ アに併せて、圏域別の経済の推移とその特性の分析、推計等を行う

ウ 推計に当たっては、別途、県から提供する人口推計データを活用するものとする。

エ ア、イの推計方法は、外部へ簡便に説明できるものを構築する。

（2）将来展望

ア 既存の調査研究成果や各種統計データ、国の政策の動向等を基に、「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」に掲げる9つの政策（以下「現計画の政策」という。）の各分野に関連する現状分析（全国における本県の位置付け等）や、社会経済情勢の変化等について整理する。また、現計画の政策では対応できない新たな分野に関して追加して整理することも可能とする。

イ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、現計画の政策の各分野等における施策の方向性を提案する。なお、提案に当たっては、以下に記載するテーマに重点をおいた検討を行うこととし、本県の特性の分析や他都道府県の先進的な取組等の調査結果を踏まえたものとする。

- ①暮らしの安定と活力の創出を土台とした人口減少スピード緩和策の推進
- ②外国人材の活用を始めとした多文化共生の推進
- ③激甚化・頻発化する自然災害への備え
- ④物価高騰等、国際情勢の変化に対応した地域経済の充実・強化
- ⑤A I の急速な進化と普及等を踏まえたD Xの推進
- ⑥複雑化・多様化が進む地域課題解決に向けた官民共創の推進

（業務の基本的な進め方）

第4 乙は、本仕様書の定めるところにより業務を誠実に履行するものとする。

2 乙は、本県業務の着手に先立ち、業務内容について甲と十分に打合せを行うほか、業務の円滑な実施を図るため、既存の調査研究成果や各種統計データ等について十

分に把握したうえで、本仕様書に基づく綿密な業務計画を策定し、本県業務を行うものとする。

- 3 乙は、第7第6項に定めるもののほか、甲が業務の中間において必要と認めた場合においては、その実施状況について報告するものとする。
- 3 本件業務の実施に必要な資料を収集し、使用する場合は、乙の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- 4 その他、本県業務に関する保証・経費等の一切は、乙において負担するものとする。

(必要書類の提出)

第5 乙は、契約締結後、速やかに、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課（以下「総合政策課」という。）宛て、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書（実施方針、工程等を記載したもの）
- (2) 業務実施体制書（各担当者の氏名、実績等を記載したもの）
- (3) その他、甲が必要と認める書類

(打合せ)

第6 乙は、業務の各段階において甲と打合せをするものとし、その内容については、後日確認ができるよう、双方で確認された事項、立会人等の明細を記載した議事録を作成し、甲に提出するものとする。

(成果品等)

第7 乙は、業務終了後、速やかに、成果品を甲に提出し、その検査を受けるものとする。

- 2 成果品は、次のとおりとする。
 - (1) 報告書（概要版を含む。） 10部
 - (2) 報告書（概要版を含む。）の電子媒体（CD又はDVD） 一式（エクセル形式に限る。）
- 3 成果品は、全て甲の所有とし、成果品の著作権は、甲に帰属する。
- 4 乙は、甲の承諾を得ないで、業務の成果を他に公表し、貸与し、又は共用してはならない。
- 5 乙は、成果品を業務完了の年度の翌年度から起算して、10年間保管しなければならない。また、甲から成果品の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。
- 6 乙は、成果品の提出に先立ち、中間報告書（業務に必要な作業を全て終え、成果品として提出する前の最終的な確認等の作業を残した段階のもの）を提出するものとする。

(成果品等の提出期限)

第8 成果品等の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 中間報告書 令和8年11月30日（月）
- (2) 成果品 令和9年1月29日（金）

(疑義)

第9 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合、又は本仕様書に定められていない事項については、甲と乙がその都度協議し、甲の指示に従い本件業務を遂行するものとする。